

政策カルテ

1. 政策の位置づけと目標

		主管課	子ども未来課
政策の柱	I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	取組の基本方向	「愛情豊かに子どもたちを育む」ため、子どもの社会的な養育環境を整備するための「児童健全育成環境の充実」、すべての子育て家庭が安心して子どもを育てられる環境の整備を進めるための「子育て支援の充実」、ひとり親家庭等の自立と安定した生活を確保するための「ひとり親家庭等への支援充実」、子どもの人権を尊重するための「子どもへの虐待防止策の強化」に、重点的に取り組みます。
政策名	4 愛情豊かに子どもたちを育む	政策目標	家庭、地域、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民が安心して子どもを生み育てています。

2. 政策を取り巻く環境と進捗状況

① 政策を取り巻く環境	国・県等の動向	<p>【凡例】 1. 児童健全育成環境 ▲ 2. 子育て支援 ▲ 3. ひとり親家庭支援 ● 4. 虐待防止対策 ■</p>	③ 政策の進捗状況	政策指標(単位)	H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標	進捗状況(%)	
	外部意見その他			平成22年3月の「社会福祉審議会」からの提言において、子どもを生み育てやすい環境づくり、子育てを地域全体で支える環境づくり、子どもが健全に育ちやすい環境づくりが必要との指摘があった。 平成22年3月の宇都宮市議会一般質問において、「宮っこ 子育て支援プラン」の各種施策・事業を着実に推進するとともに、あらゆる機会をとらえて社会全体で子育てを支援する意識の高揚に努めると答弁している。	指標① (総合計画に基づく指標)	安心して子どもを生み育てることができる環境が整っていると感じている市民の割合	27.7	32.2	34.6			41.0
				指標②								
				指標③								

3. 政策の評価

④ 現状と課題の分析	成果が見られる点	政策指標の進捗状況が前年度から2.4ポイント上昇しており、政策全体として着実に成果をあげている。「子育て支援の充実」については、既存保育園の増改築や民営化に伴う定員増を図り、保育園入所待機児童数は減少しつつある。「子どもへの児童虐待防止対策の強化」については、児童虐待等に関する地域組織の設置数が増加しており、地域における見守り体制が着実に整備されつつある。	⑤ 今後の取組方針	総論	安心して子どもを生み育てることができる環境の実現に向け、子どもの出生から自立に至るまで、一貫性・継続性のある支援が必要である。そのため、「宮っこ 子育て支援プラン」を着実に推進していく必要がある。子どもの育ちや子育てにおける各種施策の推進にあたっては、家庭、地域、学校、事業者、行政等の役割分担と連携が重要であり、併せて施策の優先順位、合意形成による新たな公共基盤を確立していく必要がある。
	改善の必要な点	「児童健全育成環境の充実」については、子どもが自主的・主体的に活動できる場を確保するため、地域とより密接な連携を図りながらの施策展開が必要である。「ひとり親家庭等の支援充実」については、ひとり親家庭等が地域や社会で安心して自立した生活が営めるよう、就業支援、保育、子育てなどの生活面への支援など、関係機関と連携し、自立支援策をより一層推進する必要がある。		重点施策	平成25年度から実施予定の「新たな保育制度」を見据え、「子育て支援の充実」については、保育ニーズが高まる中、待機児童の早期解消が求められており、保育所の新設や増改築にあわせた定員増や、認定こども園の設置促進などによる保育サービス量の拡大と質の充実を図る必要がある。また、家庭の孤立化を防ぎ、すべての子育て家庭にきめ細かな対応ができるよう、多様な子育て支援のニーズに対応したサービスの充実を図る必要がある。

4. 政策を構成する施策一覧

No.	施策名	施策の達成状況				施策の二次評価		市民の意識	
		施策の指標(上段:総合計画に基づく指標) (下段:その他の指標)	H19:基準	H21	H24:目標	進捗状況	満足度	重要度	
1	児童健全育成環境の充実	宮っ子ステーション事業の実施箇所数(箇所)	2	9	51	17.6%	総論	19.0%	64.0%
		地域における青少年の居場所設置箇所数(箇所)	15	24	39	61.5%	重点事業 見直し事業		
2	子育て支援の充実	保育園入所待機児童数(人)	47	33	0	29.8%	総論	25.2%	75.3%
		こんにちは赤ちゃん事業訪問面接率(%)	50.2	86.5	100.0	86.5%	重点事業 見直し事業		

様式 3

3	ひとり親家庭等への支援充実	ひとり親家庭支援施策による就業件数	33	49	53	92.5%	総論	ひとり親家庭等の自立と安定した生活を確保するため、保育・子育てなどの生活面への支援はもとより、関係機関との連携を図り、就業支援など総合的な子育て・生活支援を推進する。	14.3%	66.4%
							重点事業	「母子家庭自立支援給付補助金事業」など、母子家庭の母の職業能力等を高めていく。		
							見直し事業	ひとり親家庭を含む子育て世帯に対して子ども手当が創設されたことから、経済的支援の充実だけでなく、自立支援事業の強化を図る必要がある。		
4	子どもへの虐待防止対策の強化	通告による児童虐待取扱い件数	68	98	50	51.0%	総論	児童虐待の早期発見や未然防止を一層強化するため、児童相談所や民生委員・学校・保育所等の関係機関との連携を強化し、社会が一体となって虐待の早期発見・未然防止・早期対応を図っていく。	14.5%	75.3%
		児童虐待防止等に関する地域組織の設置	—	18	39	46.2%	重点事業	関係機関などで構成する「児童虐待防止等ネットワーク会議」や民生委員・児童委員などで構成する「地区児童虐待防止ネットワーク」を中心とした機能の充実を図るとともに、複雑な事例に迅速かつ専門的に対応するため「家庭児童相談室」の相談機能の充実を図る。		
							見直し事業	児童虐待発生のリスク要因を持つ家庭への支援を強化するため、「妊婦・乳幼児健康診査」、「こんにちは赤ちゃん事業」、「養育支援訪問事業」における家庭訪問、更には、「健康教室」等のあらゆる機会を通して、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に効果的な仕組みを構築する。		